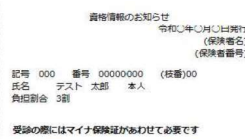
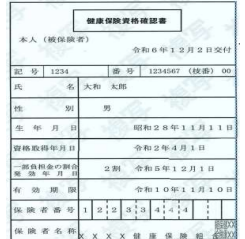


※ マイナ保険証の方は、① ②が必要

※ マイナ保険証が無い方は、③

※ 現行の保険証をお持ちの方は経過期間中は④でも可能

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	・マイナンバーカード取得後、「保険証利用登録」を行う。	カードリーダーが設置されている医療機関等で受診をするとき。	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取りする。
②	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得後に健保から自動送付。 ・既存の加入者には、10月中旬に送付済。 ※ マイナポータルの「健康保険証等の情報確認」でも代用可能。	医療機関等を受診する場合でカードリーダーが設置されていないまたは不具合等があった場合。	「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」の両方を医療機関等に手提示する。 ※ 「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。
③	資格確認書	紙製はがき型 	・新規加入者は原則資格取得時に申請発行。 ・既存の加入者は、マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方などに発行する。 ・	マイナ保険証を持っていない方が医療機関等を受診するとき。	医療機関等に提示する。
④	現行の保険証	プラカード型 	令和6年12月2日以降は発行廃止	医療機関等を受診するとき。	医療機関等に提示する。 ※ 令和7年12月2日(経過期間終了後)は使用できません。